

令和3年12月補正予算（追加その2）の概要

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について（増額分）

1. 支給対象者

基準日（令和3年9月30日）時点で18歳（高校3年生）までの児童を養育する者で所得が児童手当の限度額以内の者（特例給付は対象外）

新生児については、基準日以降、令和4年3月31日出生児までが対象

2. 申請・支給方法、支給額

① 市から児童手当（対象児：0歳～15歳）を受給している者【新生児含め申請不要】
市から受給意思確認のDM発送 → 受給拒否の場合のみ拒否の意思表示
→ 拒否の意思表示がない者に対して児童手当の支給口座に振込〔12月24日〕
（新生児については児童手当とあわせて給付金を受け付け、随時支給）

② 大東市に住民票を置く公務員（所属庁から児童手当を受給している者）【要申請】

③ 16歳、17歳、18歳の児童のみを養育する者【要申請】

広報だいとう1月号、HPで周知 → 1月から申請を受け付けて随時振込

令和3年12月13日の衆議院予算委員会における岸田総理大臣の答弁及び市民ニーズを踏まえて検討した結果、次のとおり給付する方針で決定した。

- ・現金で給付する。
- ・児童手当受給世帯については年内に一括給付する。（児童1人あたり10万円）
- ・公務員、高校生年齢児童のみを養育する者については、1月以降に申請に基づき給付する。

3. 予算

給付金 950,000千円（50,000円/人×19,000人）

※後半部分の給付を現金とすることにより、追加の5万円分を増額

給付に係る事務費については、12月1日の議決により編成